

結核患者（入院・退院）届出遅延理由書

相模原市保健所長 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 11 第 1 項の規定により、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7 日以内に、最寄りの保健所長に届出なければならないところを以下の理由で遅延いたしました。

患者氏名 _____

遅延理由

[]

改善策

[]

年 月 日

医療機関名 _____

病院管理者名 _____